

六ヶ所保障措置分析所バックアッププラン確立に係る許認可上の取扱いについて

1. 経緯

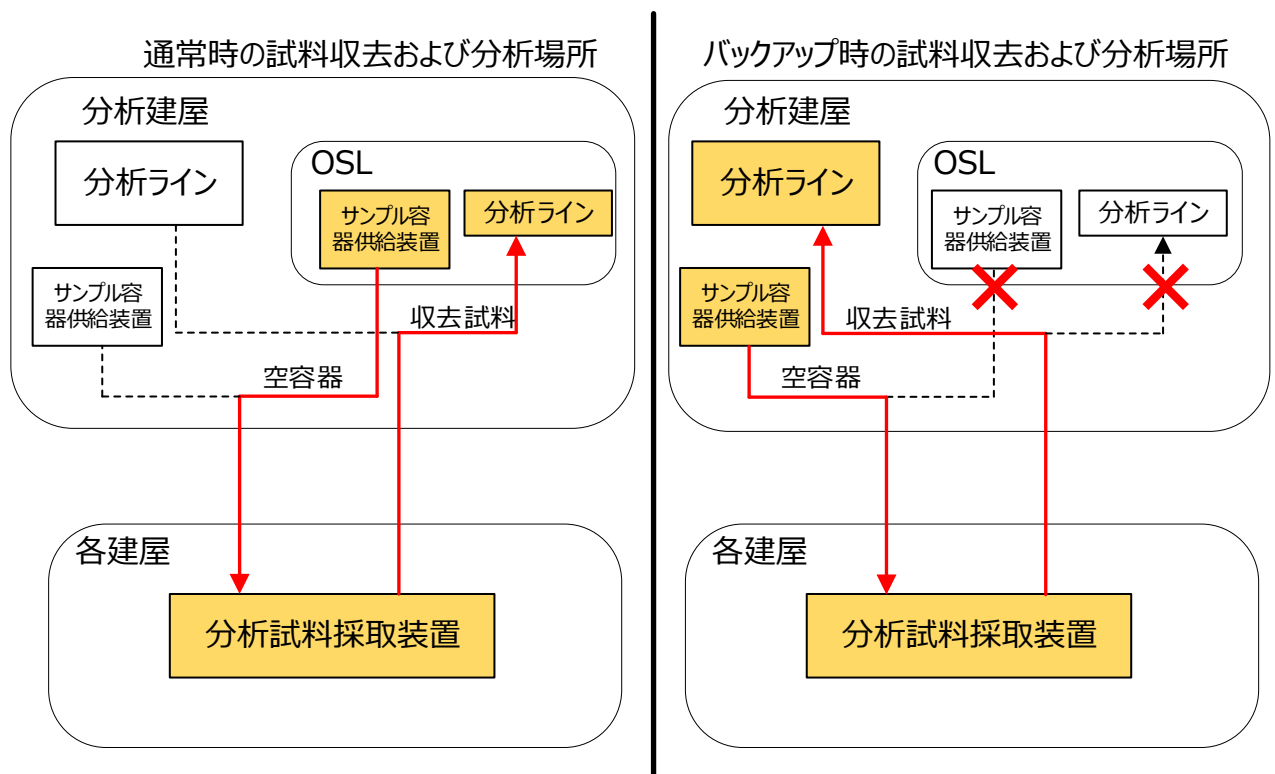
2021年3月に発生した当社分析建屋内に設置されている六ヶ所保障措置分析所の火災事象に起因して、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室(JSGO)より協力要請書「六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所(OSL)における低放射性グローブボックス内の火災に伴う保障措置上の対応について(令和3年4月2日、原規放発第2104022号、放射線防護企画課保障措置室長発信)」^{*1)}が示された。JSGOは、今後OSLが機能不全に陥った際に保障措置活動に係る分析を当社再処理工場の分析所で行うバックアッププランを確立するため、IAEAの合意を得て、IAEA、JSGO、核物質管理センター、当社を構成員としたタスフォースを立ち上げ、IAEAの要求事項を満足する収去試料の真正性確保のための手段や当社分析建屋で行う分析手法について検討している。

当社はバックアッププランに協力するため、IAEAからの標準試料の受入れおよびバックアッププランに基づく分析行為を実施しても許認可上問題ないことを確認するため以下のとおり行政相談を行うものである。

2. バックアッププランの概要

バックアッププランは、保障措置検査の際にOSLでの収去試料受入れおよび分析作業が実施できない状況になった場合にIAEAおよびJSGOが実行するものであり、OSLの代替手段として当社分析建屋で保障措置分析を行うものである。また、当社分析建屋における査察収去試料受入れおよび分析作業は全てIAEAおよびJSGOの監視の下、当社分析員が実施する。そのため、タスクフォースではIAEAの要件を満足するサンプリング時の収去試料の真正性確保のための手段や分析精度の確認に使用するIAEAからの標準試料の受入れと分析手法について検討している。

バックアッププランのイメージを下図に示す。



3. 相談事項

当社事業指定申請書では、保障措置目的でのIAEAからの標準試料の受入れ、査察収去試料の受入れおよびその分析行為に係る明確な記載はないが、保障措置(国際約束)および分析というキーワードでは以下のとおり記載されている。

添付書類一 再処理の事業の目的に関する説明書

「…安全を最優先とし、再処理施設を建設運転するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより、再処理の事業の確立を図る。」

添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書

9.8 分析設備

「分析設備は、再処理設備本体、放射性廃棄物の廃棄施設等の工程管理、安全確保等のために分析試料を採取、移送及び分析するとともに……

……

分析設備においては、分析用の標準試料及び分析装置の校正用に少量の核燃料物質を使用する。」

上記から、バックアッププランは保障措置のために国・IAEAに代わり事業者が実施するものであることから、「国際約束の実施のために必要な措置」であると解釈しており、再処理の事業の目的の一つとして実施可能である。

また、保障措置のための分析行為についても、「安全確保等」に含まれるものと解釈しており、分析試料の採取、移送、分析および標準試料の受入れは可能である。

上記解釈のとおり、現在の事業指定申請書の記載範囲において、当社に要求される一連の活動が実施可能であることを確認したい。

*1) 参考資料

六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所(OSL)における低放射性グローブボックス内火災に伴う保障措置上の対応について

以上

原規放発第 2104022 号

令和 3 年 4 月 2 日

日本原燃株式会社

再処理事業部 核物質管理部長 加納 正規 殿

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房

放射線防護企画課保障措置室長 寺崎 智宏

(公印省略)

六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所 (OSL) における
低放射性グローブボックス内の火災に伴う保障措置上の対応について

令和 3 年 3 月 16 日に六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所 (OSL) における低放射性グローブボックス内の火災が発生しました。OSL における保障措置試料の分析作業等を再開するためには、公益財団法人核物質管理センターによる原因分析、再発防止策が徹底され、関係者の合意を得る必要があります。

一方、我が国は、核兵器不拡散条約に加盟し、同条約の下、国際原子力機関 (IAEA) との間で締結した保障措置協定をはじめとする国際約束に基づき、IAEA 保障措置を適用する義務を負っています。

日本として、OSL を用いずに国際約束である IAEA 保障措置活動を確実に履行していくためには、貴社の設備の利用等が必要不可欠な状況であります。IAEA 保障措置活動の確実な履行のため必要な対応をお願いします。

【担当】

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ

放射線防護企画課保障措置室首席査察官 (中島)

電話 : 03-5114-2102 (直通)